

第一七三回

衆第三号

政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案

(政治資金規正法の一部改正)

第一条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「及び」を「又は」に改める。

(政党助成法の一部改正)

第二条 政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「及び」を「又は」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理 由

政治資金の透明性を確保するため、政治団体の代表者の会計責任者に対する選任・監督責任を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。